

公立大学法人尾道市立大学
平成24年度 年度計画

平成24年9月

公立大学法人尾道市立大学年度計画

目次

第1	理念	・・・1
第2	目標	
第3	教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
2	研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
3	学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置	
第4	地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置	・・・7
1	地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置	
2	国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置	
第5	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	・・・8
第6	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	・・・9
第7	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
第8	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
第9	予算、収支計画及び資金計画	・・・11
第10	重要な債務負担行為	・・・12
第11	短期借入金の限度額	
第12	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
第13	剰余金の使途	
第14	尾道市の規則で定める業務運営に関する事項	

第1 理念

＜「知と美」の探究と創造＞

尾道市は、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げるなかで、美しい風光を背にすぐれた芸術文化を生み出し継承してきた。このような尾道の地の特性を生かして設立された尾道市立大学は、経済情報学部と芸術文化学部の2学部をもち、芸術文化学部には日本文学科と美術学科の2学科をおく公立大学である。尾道市立大学は、このような学部・学科構成の特徴を生かしつつ、人と情報が集まって「知と美」を探究する場、そのなかで新たな「知と美」を創造しその成果を社会に発信する場、そして学問と人間的触れ合いを通じて有為な人材を育成する場となることによって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献する。

第2 目標

＜教育：培う尾道市立大学＞

尾道市立大学は、専門分野における確かな知識と能力、そして豊かな教養と広い視野をもち、地域社会及び国際社会に貢献し得る人材を育成する。このため、本学の特色である少人数教育の利点を生かしつつ、「教学半」（教うるは学ぶの半ば）の精神のもと、教員と学生が人間的触れ合いのなかで共に学び、「知と美」に対する強い好奇心と探究心、しっかりした基礎学力と高い専門能力、そして豊かな人間性を培う教育を実践する。

＜研究：拓く尾道市立大学＞

尾道市立大学は、実り豊かな教育には不断の研究とそれによって培われた基盤が必要であるとの考え方に基づいて、新しい「知と美」の地平を切り拓く創造的な研究を目指す。このため、すべての構成員が対等の立場で相互に協調し啓発し合い、異分野間の協働及び外部組織との連携を積極的に進めながら、「知と美」の創造へ向けた学術研究を実践する。

＜社会貢献：活かす尾道市立大学＞

尾道市立大学は、教育と研究を通して培い拓いた「知と美」の成果を絶えず外部に発信することによって、それらが社会に活かされることを目指し、社会からの信頼と期待に応えていく。このため、地域社会との連携を図りつつ、世界的視野をもって教育研究に取り組み、有為な人材を社会に送り出すとともに独創的な研究成果を国内外に向けて発信する。また、国際交流や留学生教育などにより、大学の国際化を積極的に推進する。

第3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 質の高い教育課程の編成

ア 学部・学科

＜経済情報学部＞

- ・平成25年度新入生から経済・経営・情報の3コース制を実施するために、平成24年度に実施準備を整える。
- ・専門教育への導入教育のあり方について検討を開始する。
- ・コース制の実施準備を通してカリキュラムの充実に努める。

＜日本文学科＞

- ・専門教育を支える基礎教養項目を整理し、組織的で段階的なつみあげと、要対応学生への学力補充の具体的な方策について検討する。
- ・専門教育課程におけるカリキュラムの問題点を検討し、充実に図る。

＜美術学科＞

- ・導入科目に相当する1年次カリキュラムの検討と内容の充実を、継続して学科会議等で推進していく。また取組が不十分な学生に対しては、追加課題を課すなど、コ

ースに分かれた後の専門教育で必要とされる基礎力を十分に習得させるよう一層配慮する。

- ・ 年度末の学科会議・コース会議において専門教育課程のカリキュラムの検討を行う。

イ 教養教育

- ・ 教育研究審議会のもとに専門部会を設置し、教養教育の問題点を把握する。

ウ 資格課程

- ・ 教育職員免許状、学芸員資格の課程を堅持するため、制度改正に伴う関係科目の適切な対応を図るとともに、各教科の指導法に関する科目の充実を図る。
- ・ 改正学芸員資格取得課程を開設する。また特に新課程における「博物館実習」の充実に向けて検討を行う。

(2) 幅広い視野と豊かな人間性を持ち、国際的に通用する人材の育成

ア 学部・学科

《全学》

- ・ 学生の外国語学習意欲を引き出す為に、海外短期語学研修などへの参加を推奨する。

《経済情報学部》

- ・ 「読む」、「書く」、「話す」、これらの基礎能力の育成を目指して基礎演習を実施する。学期末には全学生にレポートの提出を課す。

《日本文学科》

- ・ 平成25年度開設予定の関連科目「日本文学のための英語」の内容について、実施に向けた具体的な検討を行う。
- ・ 専門科目につながる学科特有のアカデミックスキルの項目を整理し、日本語学基礎演習・日本文学基礎演習での前後期を見通したカリキュラムについて学科、科目担当者で検討・実施する。現在実施中の、読書記録を含む、読書指導の実質化をはかるための指導方法について検討・実施する。

《美術学科》

- ・ 「美術のための英語」開講等について検討する。

イ 教養教育

- ・ TOEICの単位認定者数を増やすために、「公開テスト」だけでなく、年一回学内で行われている「TOEIC IP」についても単位認定することを検討する。
- ・ ネイティブの常勤講師を採用する。
- ・ 平成25年度からの実施を目指して、1年前期「総合英語Ⅰ」の成績をもとに、1年後期「総合英語Ⅱ」のクラス分けをする方法を検討する。
- ・ 本学を構成する学問・芸術分野の一端に多数の学生が触れることができるような教養科目の設定を検討する。

ウ 国際交流

- ・ 留学情報を収集し、ガイダンスなどを通じて学生に提供する。
- ・ 中国と米国への海外短期語学研修派遣を継続し、派遣人数の拡大を図る。

エ 図書

- ・ 語学学習教材をより充実させる。
- ・ 読書カードの配布等を通じて、学生の読書活動を促す。
- ・ 英語多読コーナーをより充実させる。

(3) 専門的知識と能力を身につけ、社会に貢献できる人材の育成

ア 学部・学科

《全学》

- ・ 学部・学科のディプロマ・ポリシーを専門分野別にわかりやすく具体化して提示する。

《経済情報学部》

- ・ 専門的職業人養成のための履修モデルを提示する。
- ・ チューター制に連動した「基礎演習Ⅰ」、「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」の中で、個別の学習・研究の指導及び進路指導を強化する。
- ・ 大学間交流について、学部内委員会で実施内容を検討する。
- ・ 外部講師招聘等について、学部内委員会で実施内容を検討する。

《日本文学科》

- ・ フィールドワークによる地域理解や文学鑑賞等のワークショップ企画やボランティア活動を通じて自らの専門性を高めつつ親しみやすい形で地域への還元をできるような人材育成のプログラムについて検討する。
- ・ チューターやゼミにおいて学生の適性、学習到達度を的確に把握し、個別の助言・指導を行う。
- ・ 学生の視野を広げ、勉学及び課外活動を活発にするため、他大学との学生間交流のための情報収集を行う。
- ・ さまざまな考え方や見方に触れ得るため、外部講師招聘の先行例について情報収集を行い、具体化を検討する。

《美術学科》

- ・ 作家やデザイナーという進路を実感をもって考える機会として、「美術学科特別講演会」等で外部から作家やデザイナーの講師を招聘し、特にキャリア確立までの初期について話をしてもらおう。また作家、学芸員志望の学生を中心に、大学美術館を場とした教育プログラムやOJTの機会を充実させる。
- ・ 面談等現在の取り組みを継続する。また各教員がポートフォリオを活用し、学生の資質・方向性に関して立体的な理解を行うよう努める。
- ・ 大学美術館における交流展の実現や他大学との連携事業などについて検討を進める。
- ・ 講師として現場で活躍する作家やキュレーター、デザイナーを招き、美術学科特別講演会を実施する。

イ 教養教育

- ・ 平成25年度からの実施を目指して、1年前期「総合英語Ⅰ」の成績をもとに、1年後期「総合英語Ⅱ」のクラス分けをする方法を検討する。

(4) 学習効果向上のための環境整備

ア 学部・学科

《全学》

- ・ カリキュラム・ポリシーに照らし合わせ、授業内容と授業形態、クラスサイズの妥当性を検討、改善する。市販の学習設計支援システムについて導入を検討する。

《経済情報学部》

- ・ 学生の学習支援システムについて、学部内委員会で検討を開始する。
- ・ GPAが一定未満の学生には、チューターが履修等の指導を実施する。

《日本文学科》

- ・ 現行の「日文自己学習システム」の問題点を洗い出し、より有効なポートフォリオシステムのあり方を検討する。
- ・ 現在試験的に運用中の学習ポートフォリオシステムをさらに改善しながら、学習者

の記録が各教員に共有できるシステムを検討実現する。継続性のある指導が可能になる学科の情報共有・協同体制を確立する。チューター制度の実質化のため、個人やグループでチューターが定期的に面談できる時間を制度的に設定する。

《美術学科》

- ・ポートフォリオの質をより高めるような指導、及び個別アドバイスを継続して行う。
- ・実習科目を中心に、取り組みが一定の水準に達しない学生に対して随時行っている指導や警告、課題再提出等の個別対応をより厳密にし、単位の実質化に結びつける。

イ 施設整備

- ・美術学科工房の整備についてキャンパス整備計画の中で検討する。(軽微なものについては、随時整備を行う。)

ウ 情報インフラ整備

- ・学内無線LANの整備を進めるとともに、学生のノートパソコンの利用を推進する。
- ・パソコンを介してWeb履修登録、掲示閲覧等を可能にする学生ポータルを導入し、学生にこの方式を習熟させる。
- ・eラーニング、ポートフォリオ、学生カルテ等の導入について検討する。
- ・専門分野ごとにデータベースの購入を検討する。教員や学生の研究成果等の電子化を更に促し、リポジトリを通じて公開する。

エ その他

- ・大学が示すカリキュラムをベースに、学生自身が学習目標・到達目標を設定し、学習計画をたて、その到達度を評価するシステムを構築するため、教務委員会と連携を取りつつ、学生委員会で行うべき事項について、モデルとなる他大学の事例を収集する。

(5) 教育力の向上

- ・参考にできるFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を実施している他大学の情報収集と実現可能性を検討し、可能なものを実施する。
- ・授業評価アンケートの個々人の改善項目と改善の方向性を組織的に把握するシステムを構築する。
- ・E棟の建設に合わせ、教員相互の研鑽できる場（ファカルティ・ラウンジ）の構築を検討する。
- ・公開授業の全学化と一層の充実を図り、研修授業を実施する。

(6) 学生の受入れ

- ・アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定する。
- ・各学科が策定したカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを、『大学案内』『大学リーフレット』に掲載する。
- ・効果的な広報を行うため、企画広報室を設置し、関連情報を調査、収集する。
- ・Web等を利用した入試問題情報の公表を推進する。

(7) 大学院教育

ア 研究科

《経済情報研究科》

- ・経済・経営・情報の三分野にわたる基礎・専門科目の講義と研究演習により、高度な専門的知識を備えた職業人の養成を行う。また、研究者・指導者を志望するもの

には、研究演習と研究指導により、博士課程で研究を行うことのできる水準の実力を修得させる。

- ・ 在学1年での修士課程の最終試験（論文審査）の受験を可能とする制度の導入の可否を検討する。実施する場合には成績の基準などについても検討する。
- ・ 優秀な学部学生の在学3年での修士課程科目履修を可能とする制度の導入の可否を検討する。実施する場合には成績の基準などについても検討する。
- ・ 研究指導教員・講義担当教員より、院生に対する学会発表や学術雑誌への論文投稿を奨める。
- ・ 経済情報研究科修了生の人的ネットワークを構築するために、修了生名簿（住所録）を作成する。
- ・ 大連外国語学院が派遣した交換留学生を本研究科へ受け入れる準備をする。

《日本文学研究科》

- ・ 個々の学生が研究者として独立できるよう、研究プロジェクトのマネジメント能力を向上させる指導体制をつくる。外部的な研究経験・交流の場を通じた研鑽をつむ機会を設定する。非常勤講師などでの院生の教育現場での実務経験の機会を今以上に開拓する。
- ・ 極めて優秀な学生の在学1年での修士課程の最終試験（論文審査）受験を可能とする制度について、先行事例の収集を積極的に行い、新制度の導入を含め、可能な方策を検討する。
- ・ 優秀な学部学生の在学3年での修士課程科目履修を可能とする制度について、先行事例の収集を積極的に行い、新制度の導入を含む可能な方策を検討する。
- ・ 院生が学外の学会に参加し、論文の発表等ができるように助言し、指導する。
- ・ 卒業生・修了生との人的ネットワークを構築するために卒業生・修了生の名簿を作成し、同窓組織の結成を促す。
- ・ 海外の提携校からの研究生、大学院入学者が就学しやすいように制度を整える。

《美術研究科》

- ・ 絵画研究分野においては、進級基準を明確にするとともに、作家としての自覚を養うべく、大学美術館において進級制作展を開催し、研究の成果を公開する。
- ・ デザイン研究分野においては、各院生が個性にあった活動分野を見出せるよう、業界リサーチをより積極的に取り入れたカリキュラムを目指し、検討を行う。
- ・ 展覧会出品を視野に入れた研究会を開催しアドバイスを行う。個々の適性方向性に応じて展覧会や出品機会の紹介を行う。また審査のある展覧会における入選に対し報奨する制度などについても検討する。
- ・ 大学美術館において、卒業生・修了生のポートフォリオの収集を行い、活動及び近作に関するデータベースの構築を進める。また、卒業・修了生の創作を紹介する企画展を継続開催すると同時に、自主企画展の開催を推奨する。

イ 広報活動

- ・ 機関誌、HP等を通じて短期大学卒業生等の受験資格情報を広く発信する。
- ・ 社会人受け入れに関する情報を周知するための有効な広報の方法があるか検討する。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究の活性化

- ・ 現状の学会参加、学会の口頭発表数、論文投稿数、展覧会の開催状況を把握する。
- ・ 共同研究・学内外の研究会・ワークショップを実施する。
- ・ 科学研究費補助金、各種助成金の応募件数の現状把握と期待される応募件数の設定と、採択率向上に関する他大学の取り組みについての情報収集を行う。
- ・ 地域研究に関する助成制度を検討する。

(2) 研究の支援体制の整備

ア 研究科

《経済情報研究科》

- ・ 大学院生のT A（ティーチング・アシスタント）制度、R A（リサーチ・アシスタント）制度の導入の可否について検討する。

《日本文学研究科》

- ・ 大学院生のT A制度、R A制度を導入するために他大学の先行例を調査する。

《美術研究科》

- ・ 実習・演習科目等におけるT Aの活用を継続する。またR A制度の導入について検討を行う。

イ 研究推進・評価

- ・ 他大学の研修・サバティカル制度の情報収集と実施可能性について検討する。
- ・ 研究費の支出形態についての問題点の洗い出しを行う。
- ・ 研究費の不正防止計画推進部署及び内部監査部門を設置し、研究費の支出形態を調査する。
- ・ 教育研究審議会のもとに、各教員の適正な研究環境を確保するため、授業担当や校務分掌を公平にするような体制の検討を行う部会を設置する。

(3) 研究成果の評価

- ・ 教養科目担当者にも十分に配慮しつつ、各学科及び各研究分野別に、研究成果の評価に関する意見の聴取を行う。
- ・ 優れた研究成果をあげた教員に対する適正な評価のあり方、その優遇措置等の具体案について検討を行う。
- ・ 現行の教育研究活動報告書の提出を継続する。それとともに、大学HPにおける研究業績の公開に際して効果的な方法やフォーマット等の検討に入る。

3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習の支援

学部・学科

《全学》

- ・ 先行事例としての教育支援体制の調査を行う。学習設計支援システムなどの情報を収集し実効性について検討する。
- ・ 開講可能な曜日・時限、実施可能な授業及び実施形態について具体的に検討し、可能なものがあれば順次実施する。
- ・ 体育館・教室等学内施設について利用状況の調査を行う。また、学生の要望について聞き取りを行う。
- ・ 学生と教員の連絡の取り方についての実態調査を行い、問題点を把握する。
- ・ 関係者が連携して、就職実戦講座、就職ガイダンス、業界研究セミナーへの参加学生数の拡大を推進する。
- ・ 就業力育成支援委員会、キャリア演習室、キャリア開発委員会、キャリアサポートセンターが連携し、産学連携によるキャリア教育を推進する。
- ・ インターネット（C i N i i等）を利用した研究資料収集方法を周知する。

《経済情報学部》

- ・ リメディアル教育について、学部内委員会で検討を開始する。
- ・ 学部の特性に適した学習支援システムを、学部内委員会で検討を開始する。

《日本文学科》

- ・ 古典の補習課外講座を企画・実施する。

- ・ 現行の「日文自己学習システム」を点検し、より有効に機能するよう改善する。

≪美術学科≫

- ・ 現行のポートフォリオや情報カード等を充実させる。

(2) 学生生活の支援

- ・ 学生生活全般の相談窓口となるチューター、ゼミ指導教員、事務局職員のそれぞれの職務内容と、それら関係者間の連携の在り方についての指針を作成し、関係者への周知徹底を図る。
- ・ 学生連絡協議会等を通じて学生の要望把握に努め、支援や施設環境整備を随時行う。
- ・ 受診の徹底化を図るとともに、カウンセラーの配備強化等、学生の心身の健康管理について検討する。
- ・ 学生生活全般における緊急時の対応体制を見直す。
- ・ ハラスメントに関する相談窓口・相談員及び問題発生時における解決のプロセスを掲示により学生に知らせる。
- ・ 奨学金等経済面の就学支援情報のより効果的な提供の在り方を検討する。

(3) キャリア形成の支援

- ・ 卒業生の進路データベースを整備し、就職・求人情報を入手し、在学生の就職活動支援に活用する。
- ・ 公務員講座や資格取得講座参加学生数の拡大を推進する。
- ・ 学科別の、卒業生と現役生との意見交換会、進路ガイダンス等を実施する。
- ・ 奨励金給付を充実させる。特に、全国レベルでかつ審査が伴う公募展・コンクールの入選には奨励金給付金を検討する。
- ・ 中心市街地にアトリエ・ギャラリーの創設を検討する。

第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域社会との連携・協働

- ・ サテライトキャンパスの設置も含めて、地域総合センターの人員配置等について検討する。
- ・ 尾道学講座を含め、市民公開講座のあり方を再検討する。
- ・ 教員、学生、卒業生を軸としたこれまでの展覧会活動をさらに充実させ、美術学科の教育研究の内容を地域に向けて公開する。また展覧会の質向上のため、外部助成金に申請する。
- ・ 現在の「地域活性化企画」発表会など継続実施する。尾道ユネスコ協会などとの連携も継続して行う。
- ・ 現在行われているデザイン関連の地域貢献を推進するとともに新たな全学的な取り組みについて検討する。
- ・ 尾道市域の教育機関との連携先、連携内容について、全学的に検討する。
- ・ 大学の知的資源を社会還元する方策を検討する。

(2) 地域での人材育成と学習機会の提供

ア 公開講座

- ・ 大学美術館等を場とした公開講座の実施について検討を進める。
- ・ 教養講座の受講者を対象にアンケート調査を実施し、市民のニーズを把握する。
- ・ 教養講座に共通テーマを設ける等して、教養講座の内容が市民に伝わりやすくなるように工夫する。
- ・ 尾道学講座のあり方について検討する。

- ・ コンピュータ公開講座を年2回開催する。

イ 地域貢献活動

- ・ サテライトキャンパスにおける活動内容とその目的について検討する。
- ・ 地域の産品で商品開発などを行っている産学共同プロジェクトを継続する。
- ・ 市との協議を継続し、制度整備の進展を図るとともに、一般市民に対する大学美術館を活用した教育普及活動を継続し、「知と美」の還元活動の更なる充実を図る。
- ・ 市内小中学校との連携を可能にするための体制・システムなどを検討する。
- ・ プレスリリースやメールを用いた展覧会告知など、より効果的な広報を展開する。また企画展示と連携したギャラリートークやワークショップなどの企画を増やし、地域に対する普及活動に力を入れる。

2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 国際交流の促進

- ・ 大連外国語学院からの交換留学生若干名を受け入れる。
- ・ 英語圏及び中国の大学との交流提携をさらに拡大する。
- ・ 国際交流センタースタッフによる留学生のサポート体制を整備する。

(2) 体制の整備等

- ・ 海外提携校との教職員交流を検討する。
- ・ 国際交流センター専属の常勤教員を採用し、事務局と連携して留学生の受け入れと送り出しの体制を整える。
- ・ 留学生をサポートする学生によるサポート制度を検討する。

第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 迅速な意思決定

- ・ 役員執行体制、事務局体制の整備を行う。
- ・ 全学人事委員会を設置し、中・長期的な教員採用計画をたてる。
- ・ 全学的な視点から効率的な予算配分、人員配置等を行うための仕組みを構築する。

(2) 教育研究組織の見直し

学部・学科

《全学》

- ・ 教職員が大学運営に参画できる仕組みを検討する。

《経済情報学部》

- ・ コース会議、教授会で教育・研究上の課題を議題として積極的に取り上げる。

《日本文学科》

- ・ 学科会議等において定期的に教育研究上の課題の有無を確かめ、必要な改善策を講じる。

《美術学科》

- ・ 他大学教員を招聘しての展覧会開催等を通じ、他大学における教育・研究に関する情報の収集を図る。

(3) 業績評価制度の構築

- ・ 評価項目等に関し、全教員に調査を行う。また次年度より具体的な検討作業に入れるよう、評価制度構築の作業に当たる部署と分掌を確定する。
- ・ 人事評価の結果を処遇等に適正に反映させる運用体制を検討するため、他大学等の

事例に関する情報収集を行う。また、本学で可能な処遇への反映の幅について検討を行う。

(4) 柔軟な人事制度の構築

- ・ 柔軟な人事システムについて検討する。
- ・ 特任教員制度等の積極的活用、定年制の弾力的運用、再任用制度の導入について検討する。
- ・ 柔軟で多様な雇用形態・勤務体制に対応する給与の在り方について検討する。

第6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金等の獲得

- ・ 外部資金情報の収集・集約のシステムを検討する。
- ・ 受託研究、受託事業、指定寄付等への対応のための規程を整備する。
- ・ 大学に対する支援者拡大のための方策について検討する。
- ・ 社会情勢等に見合った適切な学生納付金の額について検討する。
- ・ 応募可能な助成金の情報収集及びその周知をさらに徹底する。また効果的な奨励方法にはどのようなものがあるか検討する。

(2) 事務処理の効率化

- ・ 事務局組織及び事務処理の問題点を抽出し、改善する仕組みを作る。
- ・ 事務処理の効率化・合理化を行う仕組みを検討する。
- ・ 学内ポータルサイトを介した成績管理、時間割管理、就職支援等の実施を検討する。
- ・ 担当を設置し、各学部・学科の個別事務に関する業務を整理する。

(3) 経費の抑制

- ・ 契約全体が把握できるよう契約台帳を作成する。
- ・ 経費の節減方法について調査・検討する。

第7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・評価の実施

- ・ 効率的なPDCAサイクルを確立するための方法及びスケジュールについて検討する。
- ・ 毎年度末に各部局〔センター、学部・学科、委員会〕の自己点検・評価結果を集約することとし、その実施を周知徹底する。

(2) 情報公開の推進

- ・ 情報公開する場合の責任部署を確定し、学内に周知を図る。個人情報に関わるものについては、基本方針を検討する。
- ・ 企画広報室を中心にホームページ全体のチェック体制を形成する。
- ・ 自己点検・自己評価の結果、財務諸表の情報公開について、準備を行う。

第8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設・設備の整備と維持管理

- ・ キャンパス整備計画を策定する体制を整備する。E棟の建設及び関連する設備の整備を行う。
- ・ 施設設備の修繕箇所及び高額機器の購入希望を調査する。

(2) 安全管理体制の整備

- ・ 学校保健安全法・感染症法・健康増進法等の関係法令に照らして、現行学生保健体制の点検を行う。
- ・ 労働安全衛生法に基づく体制を整える。
- ・ 大学管理運営全般にわたる各種リスク管理マニュアルの現状を把握する。
- ・ 危機管理マニュアルを整備するとともに、計画的に防災訓練を実施する。

(3) 情報管理体制の整備

- ・ 情報セキュリティポリシーを策定する。
- ・ 教職員に対しては情報セキュリティに関する講習会を実施する。
- ・ 学生に対しては授業を通じて情報セキュリティへの注意を喚起する。
- ・ パソコン室や管理棟等にICカードによるセキュリティ・システムの導入を検討する。

(4) 法令遵守の推進

- ・ 内部監査部門を設置し、内部監査計画を立て、実施する。
- ・ 法令違反を未然に防止するための体制を整備し、教職員に対して研修会を実施する。

第9 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 (平成24年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	355
補助金収入	0
学生等納付金収入	891
雑収入	13
外部資金等収入	5
短期借入金収入	0
施設等整備費補助金収入	223
計	<u>1,487</u>
支出	
一般管理費	105
人件費	896
教育研究経費	258
外部資金等経費	5
補助金事業経費	0
施設等整備費	223
計	<u>1,487</u>

(2) 収支計画 (平成24年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,265
經常費用	1,265
業務費	1,055
教育研究経費	154
外部資金等経費	5
人件費	896
一般管理費	102
財務費用	2
減価償却費	106
臨時損失	0
収入の部	1,265
經常収益	1,265
運営費交付金収益	355
学生等納付金収益	891
外部資金等収益	5
雑益	13
資産見返負債戻入	1
資産見返運営費交付金等戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純損益	0

注 収支計画と予算及び資金計画との額の違いは、施設整備費及び減価償却に係るものである。

(3) 資金計画 (平成24年度)

(単位: 百万円)

区 分	金 額
資金支出	1, 487
業務活動による支出	1, 148
投資活動による支出	223
財務活動による支出	116
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1, 487
業務活動による収入	1, 264
運営費交付金収入	355
学生等納付金収入	891
外部資金等収入	5
雑収入	13
投資活動による収入	223
財務活動による収入	0

第10 重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は次のとおりとする。

大学校舎建設事業費	1, 805, 500千円
校舎建設工事監理委託料	21, 400千円

第11 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

1億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第12 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第13 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

第14 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の処分に関する計画

なし

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし